

# 議会運営委員会会議録

(平成27年2月24日)

栄町議会

# 議 会 運 営 委 員 会

## 議 事 日 程

平成27年2月24日（火曜日）

午後1時30分開会

- 事 件 （1）平成27年第1回栄町議会定例会の付議事件について
1. 町長提出議案 26件
    - 一部事務組合同規約の一部改正協議 1件
    - 一部事務組合の財産処分協議 1件
    - 基本構想の変更 1件
    - 新規条例 3件
    - 条例の一部改正 8件
    - 条例の廃止 1件
    - 補正予算 5件
    - 当初予算 6件
  2. 議員提出議案 1件
    - 意見書 1件
  3. 教育民生常任委員会副委員長の選任の件
  4. 議会運営委員会委員の選任の件
  5. 長門川水道企業団議会議員の選挙
- （2）諸般の報告について
1. 現金出納の検査結果報告 3件
  2. 要望書 1件
- （3）一般質問について 通告者7名
- （4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
- （5）予算審査特別委員会の設置及び運営方法について
- （6）その他、議会運営に関すること

**出席委員（5名）**

委員長 藤村 勉 君  
委員 橋本 浩 君  
委員 山田 真幸 君

副委員長 松島 一夫 君  
委員 金島 秀夫 君

**欠席委員**

なし

**出席を求めた者**

議長 大澤 義和 君

副議長 大野 博 君

**説明のため出席した者**

総務課長 長崎 光男 君

**出席議会事務局**

事務局長 湯原 国夫 君

書記 野平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

---

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 本日は平成27年第1回栄町議会定例会開催に伴いご審議をいただくものです。委員のみなさま並びに議長、副議長、また、町執行部から長崎総務課長のご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大澤議長よりご挨拶をお願いします。大澤議長。

○議長（大澤義和君） 近頃、天気而定まりませんで、今の時期、一雨毎に春が近づいてきているということで、春一番がふいたとかふかないとか、栄町議会も春一番ふかないように、スムーズな運営をよろしく願いいたします。

以上です。

---

◎ 審 議

○委員長（藤村 勉君） ありがとうございます。それでは、さっそく審議に入ります。

今定例会の招集日は3月3日の火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案が26件、その内訳といたしまして、一部事務組合同規約の一部改正等に関する協議が2件、町基本構想の変更1件、新規条例3件、条例の一部改正8件、条例の廃止1件、補正予算5件、平成27年度予算が、新たな特別会計を1件加えて6件となっております。また、議員提出議案が1件出ております。

なお、一般質問通告は7名となっております。

それでは、初めに、町長提出議案26件につきまして、長崎総務課長より説明をお願いします。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） それでは、平成27年第1回栄町議会定例会提出議案につきましてご説明をさせていただきます。

ただいま、委員長からもございましたように、本議会では26件の議案についてご審議をお願いしたいと思っております。

それでは、議案第1号から順にご説明申し上げます。議案第1号、印旛郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。所管課は企画政策課になります。概要でございますが、平成27年4月1日から経費老人ホーム「よしきり」を社会福祉法人が運営管理することに伴いまして、印旛郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に関する規定を改正することから、地方自治法第290条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号、印旛郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてでございます。所管課は企画政策課でございます。概要でございますが、平成27年4月1日から経費老人ホーム「よしきり」を社会福祉法人が運営管理することによる共同処理する事務の変更に伴いまして、無償譲渡することから地方自治法第290条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第3号、栄町基本構想の変更についてでございます。所管課は企画政策課でございます。概要でございますが、栄町議会の議決すべき事件を定める条例に基づきまして、栄町第4次総合計画における基本構想の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号、栄町行政手続条例の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課でございます。概要でございますが、行政手続法の一部改正によりまして、行政指導の中止等の求め及び法令に違反する事実の是正のための処分等の求めの手続きが追加されること等を踏まえまして、所要の改正を行うものでございます。なお、施行日につきましては、法の改正に合わせ、平成27年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第5号、栄町情報公開条例及び栄町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課です。概要でございますが、独立行政法人通則法の一部改正によりまして、特定独立行政法人が廃止されると共に、新たに独立行政法人の分類が定められることから、特定独立行政法人を引用している関係規定につきまして所要の改正を行うものでございます。なお、施行日につきましては、法の改正に合わせ平成27年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第6号、栄町教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。この条例は新規条例となります。所管課は総務課でございます。概要でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、常勤の特別職となる教育長の勤務時間等及び職務専念義務の特例について規定するものでございます。なお、施行日につきましては、法の施行に合わせ平成27年4月1日からとしますが、現教育長の残任期間にあっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正附則第2項第3項の規定を踏まえまして摘要しない旨の経過措置を置くこととしております。

続きまして、議案第7号、特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課です。概要でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、関係条例の規定の整備を行うものでございます。なお、平成27年4月1日からの施行といたしますが、法律の一部改正に伴う条項ずれを除きまして、教育長が特別職になることを踏まえまして、経過措置を置くこととしております。

続きまして、議案第8号でございます。職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条

例でございます。所管課は総務課です。概要でございますが、町長、副町長及び教育長の給料の減額措置の期間につきまして、平成28年3月31日まで1年間延長すると共に、管理職手当の減額措置の取りやめ並びに、平成27年4月1日における昇給の特例について所要の措置を行うものでございます。なお、施行日につきましては、減額措置の期間の終期が平成27年3月31日であることを踏まえまして、平成27年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第9号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課です。概要でございますが、国家公務員の給与改定に係る平成26年人事院勧告及び、千葉県職員の給与改定に係る平成26年千葉県人事委員会勧告を踏まえまして、当町の一般職の職員の給与制度について総合的に見直しを行い、所要の措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。なお、施行日につきましては、直近の昇給日である平成27年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第10号、栄町矢口工業団地拡張事業特別会計設置条例でございます。新規条例となっております。所管課は財政課でございます。概要でございますが、矢口工業団地拡張事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため、新たに栄町矢口工業団地拡張事業特別会計を設置するものでございます。

続きまして、議案第11号、栄町手数料条例の一部を改正する条例でございます。所管課は産業課でございます。概要でございますが、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正によりまして、同法の題名が改正されることに伴いまして、引用されている同法の題名について同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第12号、栄町保育所における保育に関する条例を廃止する条例でございます。所管課は福祉課でございます。概要でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、保育所における保育を行う基準が内閣府令で定められることとなったことから、当該基準を定めております条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第13号、栄町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。所管課は福祉課でございます。概要ですが、介護保険法第129条第3項の規定によりまして、第6期栄町介護保険事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険料率を定めるものでございます。

続きまして、議案第14号、栄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例でございます。所管課は福祉課になります。概要でございますが、平成27年度の介護報酬改定と合わせまして、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえまして、指定地域密着型サービスの基準等の改正が行われたことから栄町の指定に係る指定地域密着型サービスの基準等を定める条例等についても同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第15号、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施の猶予に関する条例

でございます。新規条例でございます。所管課は福祉課であります。概要でございますが、介護保険法の改正によりまして、平成27年4月1日から新たに実施することとされました、地域支援事業のうち、介護予防日常生活支援総合事業と認知症総合支援事業については、円滑な実施を図るための準備期間が必要なことから、その実施につきまして平成29年3月31日まで猶予するものでございます。

続きまして、議案第16号でございます。ここから20号までが補正予算でございます。議案第16号、平成26年度栄町一般会計補正予算第8号、所管課は財政課でございます。既定の歳入歳出予算に1,590万2,000円の減額を行いまして、補正後の予算総額を73億1,227万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第17号、平成26年度栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号でございます。所管課は財政課です。既定の歳入歳出予算に5,090万9,000円の増額を行いまして、補正後の予算総額を28億2,899万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第18号、平成26年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号でございます。所管課は財政課です。既定の歳入歳出予算に576万9,000円の減額を行いまして、補正後の予算総額を1億7,503万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第19号、平成26年度栄町介護保険特別会計補正予算第3号でございます。所管課は財政課であります。既定の歳入歳出予算に1億3,055万円の増額を行いまして、補正後の予算総額を13億7,084万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第20号、平成26年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算第4号でございます。所管課は財政課でございます。既定の歳入歳出予算に500万円を増額いたしまして、補正後の予算総額を7億3,600万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第21号から26号までが27年度予算でございます。

はじめに、議案第21号、平成27年度栄町一般会計予算、所管課は財政課でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ67億2,590万円とするものでございます。

続きまして、議案第22号、平成27年度栄町国民健康保険特別会計予算、所管課は財政課でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,769万4,000円とするものでございます。

議案第23号、平成27年度栄町後期高齢者医療特別会計予算、所管課は財政課でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,876万円とするものでございます。

議案第24号、平成27年度栄町介護保険特別会計予算でございます。所管課は財政課でございます。歳入歳出予算の額を歳入歳出それぞれ14億2,628万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第25号、平成27年度栄町公共下水道事業特別会計予算、所管課は財政課でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,139万9,000円とする

ものでございます。

最後でございますが、議案第26号、平成27年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計予算、所管課は財政課でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,672万円とするものでございます。

以上26件の議案等につきまして、ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（藤村 勉君） ありがとうございます。町長提出議案の説明が終わりましたが、質疑等あればお願ひいたします。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（藤村 勉君） 質疑が無いようですので、ここでお諮りいたします。議案第6号、第10号、及び第15号は新規条例であります。従いまして議案第6号及び第10号は総務常任委員会へ、議案第15号は教育民生常任委員会へ付託し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（藤村 勉君） ご異議がないようですので、議案第6号及び第10号は総務常任委員会へ、第15号は経教育民生常任委員会へ付託し審査することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。議案第21号から26号までの平成27年度の全6会計予算につきましては、例年どおり予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、平成27年度の全6会計につきましては例年どおり予算審査特別委員会を設置し審査することに決定いたしました。なお、予算審査特別委員会の設置及び運営方法につきましては、後ほど事務局長より説明をお願いします。

町長提出議案等については、以上のとおりといたします。

次に、議員提出議案について事務局長より説明をお願いします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） お手元に、発議案第1号ということで、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書が、提出者金島議員、賛成者が山田議員他3議員より提出されております。内容につきましては、昨年12月議会で取下げとなりました当該意見書について改めて提出されたものでございます。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） 議員提出議案につきましては、説明のとおりといたします。

次に、教育民生常任委員会副委員長の選任の件、及び議会運営委員会委員の選任の件の2件について事務局長より説明をお願いします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） ただいま、委員長の方からありました2件につきましては、鈴木照夫議員のご逝去に伴い、それぞれ不在となっておりますことから、今回選任をいただくもの



でございます。

まず、教育民生常任委員会の副委員長につきましては、当該委員会において互選をしていただきまして、議長から本会議にて選任された旨を報告するということとなります。

また、議会運営委員会の選任につきましては、委員会条例に基づき議長が会議に諮って選任することとなっております。選任の方法等につきましては、会期、議事日程、この後説明ありますが、その際に述べさせていただきたいと思います。

この2件につきましては、この後の全員協議会におきましても説明させていただければと考えております。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） ただいま事務局長から説明のありました件につきまして、そのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

続きまして、長門川水道企業団議員の選挙の件につきまして事務局長より説明をお願いします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは、長門川水道企業団の議会議員の選挙についてでございますが、鈴木照夫議員のご逝去に伴い水道議員の方に欠員が生じておりますことから、当該企業団の企業長より選出依頼がきていることを踏まえまして、今回選挙をお願いするものでございます。ちなみに、任期は残任期間ということになりますので、議員の任期であります、平成28年4月30日までとなります。選挙の方法についてですが、通常どおり投票でやるのか、あるいは指名推選でやるのかということもありますので、この件につきましても全員協議会で説明させていただき、ご協議をお願いできればと考えております。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） ただいま事務局長から説明ありましたが、この件についても、この後の全員協議会で協議するという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告書といたしまして、平成26年12月期分～平成27年2月期分までの3件が提出されております。いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨の報告をお願いいたします。

次に、要望書が1件提出されております。JA千葉女性部協議会会長他5団体の長より「女性の登用に関する要望書」が提出されましたので、その写しを配布させていただきます。

なお、議員派遣報告書につきましては、昨年の12月議会の議会運営委員会におきまして、議員各位へ配布はせずに、議会事務局内の告知板への掲示をもって報告に変えるということに

なりましたので、今定例会からは配布は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明がありましたが諸般の報告については説明のとおりといたします。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 要望書というのがありますけれども、要望書と陳情書というのは何か違いがあるものなんですか。

○委員長（藤村 勉君） 湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 事務局としましては、要望書につきましても陳情と同じような考えという形で、これまでも同様にコピーを配布させていただいております。請願につきましても紹介議員をたてて、正式にやる様になりますけれども、要望書につきましても陳情と同様と考えていただければと思います。

○委員長（藤村 勉君） 続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に配布させていただいておりますが、通告書のとおり7名の議員から出ております。通告順に申しあげますと、染谷議員、高萩議員、野田議員、山田議員、菅原議員、戸田議員、松島議員となっております。質問の内容につきましては通告書のとおりです。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） 一般質問につきましては、事務局長の説明のとおりといたします。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について事務局長より説明をお願いいたします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは、まず、会期予定をご覧いただきたいと思います。会期予定案はつけてはございませんが、現時点では、あくまでも案ということでご理解をお願いいたします。ちなみに、この後の議事日程についても同様でございます。

会期といたしましては、3月3日火曜日10時に招集されまして、翌週13日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日3日は、町長提出議案及び議員提出議案の提案理由の説明が主になりますけれども、その前に、先ほど申し上げました、まずは、教育民生常任委員会の副委員長の選任についてでございますが、会期の決定のあと暫時休憩を取っていただきまして、当該委員会を開催して副委員長の互選をお願いしたいと思います。その結果を踏まえ、再開後議長より報告をしていただきます。次に、議会運営委員会の選任についてですが、当議会の慣例により各常任委員会の正副委員長が議会運営委員会の委員に就くという事になっておりますので、教育民生常任委員会で選任された副委員長がそのまま議会運営委員会に就任するという形になろうかと思いますが、議長の方から指名し、いわゆる異議があるかどうかを本会議で諮っていただくという形になります。

次に、長門川水道企業団議員の選挙ですが、通常選挙あるいは指名推選により1名を選出していただくことになります。

そして、本会議終了後ですけれども、総務常任委員会及び教育民生常任委員会を開催していただき新規条例の審査をお願いいたします。翌日の4日は、予算質疑通告に対して執行部の答弁検討期間ということをご考慮しまして休会とさせていただければと思います。次に5日（木）6日（金）につきましては、先ほど決定したとおり、予算審査特別委員会を開催していただきまして5日は総務及び教育民生常任委員会所管事項、6日は経済建設常任委員会所管事項、それと、全体質疑といたします。その後、議案調査のため休会に入りまして、週を明けて一般質問を11日（水）に4名、12日（木）に3名といたしました。そして最終日の13日（金）ですが、この日は午前中、中学校の卒業式があるため、本会議の開議を午後1時30分からといたしまして、議案の質疑、討論、採決、以上のような内容で組みさせていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして第1号から第4号まで作成しております。まず、初日の3日の1号をご覧いただきたいと思っております。先ほど説明したとおり、日程第2の会期の決定、実際には議案の受理報告がありますが、その後に休憩を取っていただきまして、教育民生常任委員会を開催し副委員長の互選をお願いいたします。そして、再開後、議長から選任の報告ということでお願いいたします。その次に日程第3、議会運営委員会の選任についてですが、議長から選任者を指名し諮っていただきます。次に日程第4で長門川水道企業団議会議員の選挙を行っていただきます。その後は、各議案の提案理由の説明という形になりますが、日程第10の議案第6号、日程第14の議案第10号、及び日程第19の議案第15号につきましては、提案理由の説明の後、総括質疑を行っていただき所管常任委員会へ付託という形になります。また、日程第25の議案第21号から日程第30の第26号までの、平成27年度予算についても、総括質疑を行った後、議長発議により予算審査特別委員会を設置のうえ付託という形になります。なお、休憩を取り特別委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

続きまして、11日の2号と12日の3号につきましては一般質問の日程となります。

そして、5枚目ですけれども、最終日13日の第4号ですが、先ほど申し上げましたとおり13時半からの開議ということで、議案の質疑、討論、採決という形になります。

以上、申し上げましたような日程という形で組ませていただきました。

続きまして、最後に会議録署名議員についてですが、3番大野徹夫議員、4番橋本浩議員にお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明がありましたけれども、会議録署名議員につきましては3番大野徹夫議員、4番橋本浩議員としたいと思います。

次に、会期、議事日程については、ただいまの事務局長の説明のとおりとしたいと思います。

が、これにご異議ございませんか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 3月12日の一般質問3名の日でございますが、10時からだと2人やってお昼をやって休憩して午後と。1時半から始めれば午後だけで終わるのではないかと考えております。1時半ではいかがかなとご提案申し上げます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、松島委員の方から3月12日は一般質問3名ということで、これ、午前中じゃなくて午後からでよろしいんじゃないかという意見がございましたけれども、どうでしょうか。山田委員。

○委員（山田真幸君） 通常10時からですから、始まりは10時からで良いんじゃないかな。なんで午後なのかよくわからないんですけど。10時からで。

○委員長（藤村 勉君） いま、松島委員の質問は10時からだと、午前中は2名しかできないと、午後にずれこむということだと思えるんですけども、ですから、午後にやれば午前中じゃなくて、午後3名で終わるんじゃないかという質問だと思います。ですから、いま、そういう意見が出たんだと思えるんですけども、いま、山田委員は通常とおりでいいんじゃないかという意見です。他どうでしょうか。金島委員。

○委員（金島秀夫君） 定例化しているから10時からでいいんじゃないかと思えるんですけど。

○委員長（藤村 勉君） 橋本委員。

○委員（橋本 浩君） そうですね、個人的には午後3名で終わらせちゃった方が合理的な気がしますけど。

○委員長（藤村 勉君） 私も、これで1日つぶれちゃうんで、できれば午後からの方がいいんじゃないかなと、私自身もそういうふうに感じているんですけども。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 確かに定例化なんだけれども、じゃ13日13時30分じゃないですかということもあるんですよ。もちろん、午前中に卒業式ありますけれども。だから、定例化にそんなにこだわる必要もないと思うんです。

○委員長（藤村 勉君） とりあえず、意見出てますので、決をとってみます。3月12日これを午前中このまま10時の開会で良いという方、賛成の方2名、午後からで良いという方2名。それでは、2対2なんで委員長裁決させていただきます。先ほど、私も言いましたけれども、出来れば半日で片付けたいと思いますので、午後からにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

1時30分からです。

その他、この議事日程について質問があればお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、会期、議事日程は3月12日だけ1時半というかたちでお願いしたいと思います。

なお、恐れ入りますけれども、委員の皆さんはお手元の会期予定及び、議事日程はそのまま議場内でご使用願います。

続きまして、予算審査特別委員会設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いします。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） それでは、予算審査特別委員会設置及び運営方法ということでございますが、お手元に、資料を用意しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。全体的には例年どおりの内容になっておりますので概要だけ申し上げます。初日に総括質疑の後、議長発議により設置していただきまして、議長を除く12名で構成します。審査日程は、先ほどから申し上げていますが、5日木曜日に総務と教育民生常任委員会所管事項、6日金曜日に経済建設常任委員会所管事項、それと、町長、副町長、教育長、総務課長及び財政課長の出席をいただきまして、全体質疑を行いたいと思っております。審査方法は、質疑通告に基づきまして、一問一答、回数制限なし、それ以外に、通告以外の質疑といたしまして1委員3件以内といたします。会議録については全文筆記、会議は公開と致します。以上が運営方法です。ちなみに、お手元に予算質疑通告書をご用意させていただきましたが、議運の議員さん以外には、議運終了後ボックスに配布させていただきますが、そちらの文書にもありますとおり、提出期限につきましては、3月2日月曜日の午前10時ということでご了承いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明がありました。予算審査特別委員会設置及び運営方法は、配布の内容のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（藤村 勉君） ご異議がないようですので、予算審査特別委員会設置及び運営方法は、配布のとおりといたします。また、質疑通告の提出は3月2日月曜日の午前10時までということでよろしく願いいたします。

続きまして、その他、なにかございますでしょうか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 予算の質疑通告もそうなんですけれども、一般質問もメールでの届出というのは現状では認められてないですね。それをどうでしょうかと考えているんですけれども。事務局に不都合があるというんだったら、議論の余地はないんですけれども。

○委員長（藤村 勉君） いまの件について事務局長どうですか。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 確かにメールでの提出というのは今まで想定はしていなかったんですけれども、メールで出していただいても㊟は今までどおり押して提出ということを想定されてますか。それとも㊟も無しで、そのままメールで事務局が開封した時点で受付というようなそういう想定でございますか。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） ㊟を押すとすると、PDFファイルというんですか、ああいう方

式で文書を作らないと㊟を押した形できませんよね。一般質問の通告書の書式なんかは、パソコンに入れておけば、添付文書で来るんですけども、㊟は押せないで、これが、本当にその人から来たかどうかの確認は、メールアドレスで確認してもらえない。従ってメールでその添付文書で質疑通告をする場合は、その人のメールアドレスを事務局に登録していただくという形で本人から出たものだという確認が取れるのではないかと、こういうことを考えておる訳でございますが。添付ファイルでくれば、事務局がそれをもう1回それを打ち直して通告一覧表を作るのに非常に簡単であろうということもあるということなんですけど。

○委員長（藤村 勉君） どうですか。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） やり方は分かりました。確かに文書で出していただくと、事務局がそれをもう1回打ち直すという作業は出て参ります。それが事務局の仕事と言えば仕事で構わないんですけど、今現在議員によっては、USBかなんかに入れてきて、それをそのままデータをもって、そのまま質疑通告書にコピーするというような形もやっておりますが、いま、松島議員がおっしゃったように、メールでいただいても、当然文面はそのまま使えますから、それはそれでよろしいと思いますが、そういう形でよろしければ、本人確認が1番問題だと思うんですけど、それだけ確実に出来れば。あとは、いま、メール送るからという一報だけ入れていただいて、確かにメールアドレスは、事前に事務局は確認するしかありませんけれども、そういう一報入れて送るという形で、うちの方が開封した時点で受付の日の何時何分という形で従来どおりの受付というような形でかえるということは、可能だとは思いますが。あとは、そういう形でよろしいかどうかを決めていただければ。

○委員長（藤村 勉君） 出来ることは出来るということですね。いま、松島委員からメールでも受付していただいたらどうだろうかということなんですけれども、皆さんの意見としてはどうでしょうか。山田委員。

○委員（山田真幸君） いいと思います。

○委員長（藤村 勉君） 橋本委員。

○委員（橋本 浩君） 問題ないと思います。ただ、その事務局の方で、例えばメール送信して、実は送れていなかったという症状事態はまああることなんで、その辺ですね。そこは自己責任で送った人間がそれをちゃんと確認するという事で解決出来ると思うし。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 委員長、いま、一般質問通告でも印鑑押すようになっていますが、これはどういうもので決まっているのか、委員会規則とか、会議規則とかなんかで決まっているとすると、それは改正していかなきゃならないんですけども。

○委員長（藤村 勉君） 確かに、単純に本人で間違いないってこっちはやっているけれども。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 会議規則上は、質問者は議長の定めた期間内に議長にその要旨を

文書で通告しなければならないということになっているだけで、押印というのはありませんので、会議規則上は@が無くても受付することはできますね。

○委員長（藤村 勉君） そしたら、別にメールでもいいんだな。ただ、1番の問題は事前に届けておけば、それで本人だと分かるということなんで。ただ、本当に本人かどうかそれが問題なだけなんで。山田委員。

○委員（山田真幸君） 受付ましたよというのは、返信する。

○委員長（藤村 勉君） 湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） いま山田委員おっしゃったとおり、開いた時点で確認して、受付ましたというのを、返信事務局からするような形とれば、それで、出した議員も確認出来るんじゃないかなと思います。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 委員長、あと1点、例えばメール送って5時が締め切りじゃないですか。4時49分にメール送りますよね。回線の乱れかなんかで、5時過ぎて届く場合あるんだけど、発信時刻って記録に出るんだっけ。じゃ、4時49分に送ったというのは出るんだ。それが翌日届いても問題ないってことか。

○委員長（藤村 勉君） 橋本委員。

○委員（橋本 浩君） そこも、受付時間とするか、あくまでも事務局に届いた時刻で判断するっていう形じゃないと例えばそこに届いたのは、2日後、震災の時なんかはそれこそ3日後4日後1週間後なんていうのもあり得た話なんで。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 発信時刻が記録されるのであれば、翌日届いたら、締切過ぎてますよとじゃまずいんで、もちろんメール入れましたと電話は必要だと思うんですけども、開いた時点よりやっぱり発信した時点で判断してもらわないと、まずいんじゃないかなと思うんですよ。

○委員長（藤村 勉君） 湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 基本的には、一般質問を受け付けるというのは議長の命を受けて職員が受けます。受けるというのは、受領印を押して文書番号をとって始めて受付たという形になりますので、原則は。そういう形にするのか、届いた時点で受付たという形にするのか、簡易に考えれば送った時点が4時59分であれば、事務局が押印押さなくて受付番号取らなくても受付とみなすということもできますけれども、その辺は。

○委員長（藤村 勉君） メールも受け付けますよと、メールしましたよと事務局に電話してまだメール届いていませんよと、時間がきてしまっている、そういうふうな状態になった時に非常に困りますので、受けた時点での判断になりますから。もし、そういう災害時かなんかで何日も止まっちゃっているという形になったら、その時は電話かけて届いていないんだったら、

持って行くと、それしかないと思うんですけども。どうですか。あとは、メールで送ったその中の誤字脱字なんか、当然出てくると思う。それはそのままでもよろしいですか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 一般質問通告書って誤字脱字あることあるんですよ。でも、それ事務局本当は直しちゃいけないんですよ。

○委員長（藤村 勉君） 湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 基本的には、直さない、どうしてもおかしい、完璧に違っているんだというのは、事務局が議員に確認して違ってますよ、直させていただいていいですかということを確認して直しています。それ以外は原文のまま質疑通告書には載せると。

○委員長（藤村 勉君） 当然、メールで入ってくる、ぱっと見て、この字間違っているとかがいろいろと出てくると思うんですけども、それは、そのまま載せるという形でよろしいですかね。メールでもいいんじゃないかという意見が多かったんですけども。金島委員。

○委員（金島秀夫君） 全員協議会では言わなくてもいいんですか。

○委員長（藤村 勉君） ここで決まった状態では、たぶんあると思うんですけども。一応ここで決まれば、それでOKです。橋本委員。

○委員（橋本 浩君） 今までどおりの受付の仕方はもちろん継続してやって、新たにということなので、議員にそれぞれデメリットはないので、便利になるという観点だと思います。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 締切だけだね。

○委員長（藤村 勉君） 湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） いま、全員協議会という話、金島委員から出ましたので、この後、その他のところで議会の申し合わせ事項について申し上げようと思っていたんですけども、もし、そういう形にするのであれば、申し合わせの中に一般質問はそういう形でも出来るよというのを入れておいた方がいいのかなと思いますので、それは、また全員協議会の時に触れさせていただきたいと思います。

○委員長（藤村 勉君） それでは、いま、意見聞いた中では、メールでもいいんじゃないかというのが大半ですので、大半というよりも反対者いなかったということで、メール受付もOKというかたちにしたいと思います。それと、今までどおりの受付でも当然OKですので、それでよろしいでしょうか。他に、なにか質疑ございますか。湯原事務局長。

○事務局長（湯原国夫君） 2点ほど、この後の全員協議会でも説明するものですが、今回の補正予算で議員報酬について、鈴木照夫議員のご逝去に伴って1月から3月分までの議員報酬75万円を減額させていただきます。

あと、当初予算についてですけども、これも全員協議会で資料お配りしますが、例年と違った新規分の件と拡充する予算内容についてご説明させていただきたいと思います。

それと、先ほど申しあげました議会の申し合わせ事項について、変更ということではござい



ませんが、いま実際やっていることを新たに加えた方がいいんじゃないかなという意見がありましたので、それを踏まえて全員協議会の方に出させていただくというかたちで、内容については昼食後の再開を1時半からにするということと、いま、やっていますけれども、議会の会議の連絡とか簡易な報告・連絡については電子メールで送るということを申し合わせ事項に明記するというようなかたちのものがございます。

以上です。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より議会費の補正予算と新年度予算について及び議会の申し合わせ事項の件について説明がありましたが、この件も全員協議会で説明することですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

他に何かございますでしょうか。

[「なし」という声あり]

---

## ◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午後2時22分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年3月16日

議会運営委員会

委員長 藤村 勉